

○宮崎大学教育学部附属教育協働開発センター研究紀要刊行規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

改正 令和 3 年 1 月 20 日 令和 3 年 7 月 7 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学教育学部附属教育協働開発センター（以下「センター」という。）運営委員会（以下「委員会」という。）が編集し、刊行する教育協働開発センター研究紀要（以下「研究紀要」という。）の投稿及び刊行等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(収録内容)

第 2 条 研究紀要には、教育実践についての理論的、実証的研究(①教育課程に関する研究、②各教科・道徳等の授業研究、③教育方法・教育技術・教材教具の開発等に関する研究、④いじめ・不登校・学校不適応等に関する教育臨床的研究や生徒指導等に関する研究、⑤教育実習や大学における授業改善に関する研究など)に関わる論文等を掲載する。ただし、未公刊のものに限る。

(刊行)

第 3 条 委員会は、年 1 回研究紀要を刊行する。

2 委員会は、必要に応じ、教授会の議を経て、特別号を刊行することができる。

(投稿者)

第 4 条 研究紀要には、次に掲げる者が投稿することができるものとする。

- (1) 宮崎大学教育学部（以下「学部」という。）専任教員、宮崎大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）専任教員及び学部附属学校園専任教員
- (2) 前項の教員との共同研究執筆者
- (3) その他委員会が投稿することを認めた者

(投稿編数及び投稿枚数)

第 5 条 投稿は、1 執筆者につき、1 編とする。ただし、共著の場合は、この限りではない。
2 執筆可能枚数は、1 編につき、刷り上がり 15 ページまでとする。

(投稿の申込み)

第 6 条 投稿の申し込みは、「教育協働開発センター研究紀要投稿申込書」に原稿を添えて、毎年 1 月 10 日までに委員会に提出するものとする。ただし、1 月 10 日が休日に当たるときは、その直前の平日までに委員会に提出するものとする。

2 申込みの締切は、期日を厳守し、締切後は、原則として受理しない。なお、いったん受理した原稿は、校正まで返却しない。

3 共同研究の論文等は、共同研究者全員の氏名等を列挙して申し込むものとする。

(校正)

第 7 条 校正は、執筆者が行うこととし、再校までとする。

(刊行費)

第 8 条 刊行費は、学部共通経費とする。ただし、特別の経費を必要とする場合は、この限りではない。

(著作権の帰属等)

第 9 条 研究紀要に掲載された投稿物の著作権は、学部に帰属するものとし、掲載論文を他の刊行物等に転載する場合は、学部の許可を得ることとする。ただし、著者が掲載論文を

利用する限りにおいては学部の許可を必要としないものとする。

- 2 センターは、学部及び研究科における学術研究の成果並びに活動状況を発表し、広く学内外との学術交流を果たすため、掲載論文を「宮崎大学学術情報リポジトリ」に登録するものとする。

(原稿の提出方法及び書式等)

第10条 原稿の提出方法及び書式等については、「宮崎大学教育学部紀要執筆要領」を、論文等内容の責任及び掲載の承認については、「研究紀要編集方針についての覚え書き」を準用するものとする。ただし、原稿の種類については、日本語横書きのみとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究紀要の投稿及び編集・刊行に関して必要な事項は、委員会で決定する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月7日から施行する。